

日本写真学会 小島裕研究奨励金規程

平成22年3月15日 制定

2019年(平成31年)4月23日 改訂

- 第1条 本会は小島裕研究奨励金（以下、本奨励金と称する）を設ける。
- 第2条 本研究奨励金は、定款第5条第5項の事業にそつて、写真および画像の工学あるいは科学分野（特にグラフィックアーツ）に関して、独創性に優れ、学問や産業の発展に貢献すると思われる個人または団体に与えられる。
- 第3条 本奨励金の金額は、毎年50万円を上限とする。授与が2件の場合は等分を目安とする。
- 第4条 本奨励金の授与は、毎年2件以内とする。
- 第5条 本奨励金は、同一年度に本会のその他の賞と重複して授与しない。
- 第6条 本奨励金受領者の選考および奨励金の金額決定は、日本写真学会に設けられた選考委員会が行う。
- 第7条 該当者がいないときは、その年度には授与しない。
- 第8条 本奨励金に応募する者は、次の事項を記載した申請書類（書式はA4縦置き、横書きとする）を日本写真学会写真研究奨励金係へ提出しなければならない。
- 1) 研究代表者氏名、印、住所、Tel、Fax、E-mail
 - 2) 研究分担者（または共同研究者）氏名、所属、住所、Tel、Fax、E-mail
 - 3) 研究題目
 - 4) 研究目的
 - 5) 研究計画・方法

（注） 研究計画の中で、奨励金による購入物品の用途を明確に説明する。
 - 6) 奨励金用途内訳（概略）
 - 7) 研究者の主な業績
 - 8) 研究者の略歴
- 第9条 本研究奨励金を受領した者は、受領年の翌年の9月30日までに本学会技術委員長に研究報告書と会計報告書を提出しなければならない。研究未完了の場合は中間研究及び会計報告書を提出し、完了時に研究報告書と会計報告書を提出しなければならない。
- 第10条 本研究奨励金を受領した者は、研究成果を速やかに学会誌等に発表し、その別刷りまたはコピーを本学会技術委員長に提出しなければならない。原則として日本写真学会誌に発表することを要請するが、この場合には別刷り等の提出は不要である。なお、その研究論文には日本写真学会小島裕研究奨励金（英文名：Yutaka Kojima Research Fund of The Society of Photography and Imaging of Japan）で行った旨の謝辞を付記すること。
- 第11条 規程の改廃は、理事会の議決を要する。

以上